	財務費用	598			
	雑損	1,314			
	臨時損失	0	138,199		
⑵	（控除）自己収入等				
	授業料収益	△ 10,686			
	入学料収益	△ 1,778			
	検定料収益	△ 331			
	附属病院収益	△ 36,712			
	受託研究等収益	△ 16,783			
	受託事業等収益	△ 1,036			
	寄附金収益	△ 4,732			
	財務収益	△ 80			
	雑益	△ 2,200			
	資産見返授業料戻入	△ 983			
	資産見返寄附金戻入	△ 3,721			
	臨時利益	△ 3	△ 79,050		
	業務費用合計				59,149
Ⅱ	損益外減価償却相当額				5,741
Ⅲ	損益外減損損失相当額				8
Ⅳ	損益外有価証券損益相当額（その他）				18
Ⅴ	損益外利息費用相当額			△	3
Ⅵ	損益外除売却差額相当額				440
Ⅶ	引当外賞与増加見積額				52
Ⅷ	引当外退職給付増加見積額			△	1,725
Ⅸ	機会費用				
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	32			
	政府出資の機会費用	1,168			1,201
Ⅹ	国立大学法人等業務実施コスト				64,884

㈱　引当外退職給付増加見積額のうち、国又は地方公共団体からの出向職員にかかるものは、０百万円となっています。

注　　記

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しております。

ただし、退職一時金に充当される特殊要因運営費交付金については費用進行基準を採用し、また一定の特別運営費交付金及び特殊要因運営費交付金については文部科学省の指定に従い業務達成基準ないし費用進行基準を採用しております。また、国立大学法人大阪大学業務達成基準取扱要領に基づき総長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
建物附属設備	３～18年
構築物	３～50年
工具、器具及び備品	２～20年

受託研究収入等により購入した償却資産については、当該資産を直接研究に使用する期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除却費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金及び見積額の計上基準

①　運営費交付金により財源措置がなされる教職員に対しては、賞与引当金を計上しておりません。

②　運営費交付金により財源措置がなされない教職員に対しては、当該教職員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を賞与引当金として計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

①　退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされる教職員に対しては、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

②　退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされない教職員に対しては、当該教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額に基づき、退職給付引当金を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

６．環境対策引当金の計上基準

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理に要する費用見込額のうち、運営費交付金措置見込額を控除した額を計上しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

⑵　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

⑶　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）を採用しております。